一般仕様書

1　受注者は、岐阜県建設工事共通仕様書に基づき施工するものとする。

2　本工事において騒音・振動・安全対策には十分留意すること。また、苦情が発生した場合は、誠意をもって対応し、工事施工が円滑に行えるように努めること。

3　本工事施工に伴い、既存施設に影響を与えた場合や現況道路を破損させた場合は、速やかに原型復旧を行うこと。

4　受注者は、本工事に関する全ての事項についての機密保持を厳守し、転用してはならない。

5　本工事の交通規制は、原則夜間開放とし、やむを得ず夜間通行規制とする場合は、発注者と協議する。

6　交通誘導員・保安要員の配置指定

交通誘導員については、一般交通に支障のないよう配置すること。配置人員については延べ87名を計上している。

7　産業廃棄物の適正処理について

受注者は、産業廃棄物が搬出される工事にあたっては、監督員の指示に従い、産業廃棄物関連書類の提出及び確認並びに処理施設の現地確認並びに建設廃棄物処理状況の管理を行い、産業廃棄物が最終処分に至るまで適正に処理されていることを確認しなければならない。

8　環境配慮事項

受注者は、本業務の遂行における作業全般にわたって環境への配慮に努めるものとする。

（1）本業務の移動・運搬においては、合理化・効率化を図るとともに、低公害型の手段を用いること。
（2）本業務において、管渠内の清掃及び美化に努めること。
（3）排出された廃棄物を適正に処理すること。
（4）消耗品の使用にあたっては、環境への負荷の少ないものを選定すること。
（5）提出書類等には、エコマーク商品等の環境に配慮した商品を積極的に使用すること。
（6）再生品の使用を推進すること。
（7）騒音規制法に規定された特定建設作業に該当する場合は、関係法令を遵守すること。
（8）マンホール内での作業実施前において、酸素・硫化水素濃度を測定し基準値内であることを確認すること。
（9）その他受注者が行っている環境配慮行動を実施すること。

9　妨害又は不当要求に対する通報義務

（１）受注者は契約の履行に当たり、暴力団又は暴力団員等から事実関係及び社会通念等に照らして合理的な理由が認められない不当若しくは違法な要求を受けた場合又は契約の適正な履行を妨害された場合は警察に通報しなければならない。なお、これらの不当介入を受けたにも関わらず通報しない場合は指名停止措置を講じることがある。

（２）受注者は暴力団又は暴力団員等による不当介入を受けたことに起因して履行期間内に契約内容を完了することができないときは、発注者に対して履行期間の延長を請求することができる。

10　「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」（建設リサイクル法）（平成１２年法律第１０４号、以下「法」という）の対象工事である旨の明示について

この工事は、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律の対象工事です。

よって、法第９条に基づき、分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化の実施が義務づけられた工事です。

また、落札者は落札後、法第１２条及び法第１３条の手続きが必要となりますので、工事担当課と協議のうえ、諸手続をしてください。

11　工事実績データ作成、登録

受注者は、受注時又は変更時において工事請負代金額 500 万円以上の工事について、工事実績情報サービス(CORINS)入力システム（(財）日本建設情報総合センター）に基づく、入力システム（(財）日本建設情報総合センター）に基づき、受注・変更・完成・訂正時に工事実績情報として「工事カルテ」を作成し監督員の確認を受けた後に、受注時は契約後１０日以内に、登録内容の変更時は変更があった日から１０日以内に、完成時は工事完成後１０日以内に、訂正時は適宜、登録期間に登録申請しなければならない。

また、(財）日本建設情報総合センター発行の「工事カルテ受領書」が受注者に届いた際には、その写しを直ちに監督員に提出しなくてはならない。なお、変更時と完成時の間が１０日間に満たない場合は変更時の提出を省略できるものとする。

12　電子納品に関すること

本工事は電子納品対象工事とする。

（１）受注者は、「岐阜県電子納品要領」に基づき電子納品にて完成書類を提出すること。ただし多治見市工事等の監督及び検査要領別表 1（第 7 条関係）に該当する書類については文書で提出すること。

（２）提出内容に疑義がある場合は監督員に協議すること。